

平成18年7月25日 開会
平成18年7月25日 閉会
(臨時第8回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第18号

平成18年第8回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成18年7月21日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成18年7月25日 午前9時30分

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介
吉 原 美智恵
敦 賀 亀 義
川 島 正 寿
秋 田 美喜雄
諸 遊 壤 司
小 原 力 三
二 宮 淳 一
野 口 俊 明
荒 松 廣 志
鹿 島 功

西 尾 寿 博
遠 藤 幸 子
森 田 増 範
岩 井 美保子
尾 古 博 文
足 立 敏 雄
岡 田 聰
椎 木 学
沢 田 正 己
西 山 富三郎

○応招しなかった議員

なし

第 8 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 1 8 年 7 月 2 5 日 (火曜日)

議 事 日 程

平成 1 8 年 7 月 2 5 日 午前 9 時 3 0 分開会

- 1 開会 (開議) 宣告
 - 1 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 議案第 107 号 大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 5 議案第 108 号 工事請負契約の締結について
(光徳地区農業集落排水事業管路施設 (1 6 工区) 工事)
 - 日程第 6 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 1 開会 (開議) 宣告
 - 1 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 議案第 107 号 大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 5 議案第 108 号 工事請負契約の締結について
(光徳地区農業集落排水事業管路施設 (1 6 工区) 工事)
 - 日程第 6 議員派遣について
-

出席議員 (2 0 名)

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	1 0 番 尾 古 博 文
1 1 番 諸 遊 壤 司	1 2 番 足 立 敏 雄

13番 小原力三
16番 椎木学
18番 沢田正己
20番 西山富三郎

15番 二宮淳一
17番 野口俊明
19番 荒松廣志
21番 鹿島功

欠席議員（1名）

14番 岡田 聰

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小谷正寿 書記 …………… 汐田美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山口隆之 助役 …………… 田中祥二
総務課長 …………… 諸遊雅照 水道課長 …………… 小西正記

午前9時30分開会

○局長（小谷正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（鹿島功君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20人です。定数に達しておりますので、平成18年第8回大山町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、13番 小原力三君、15番 二宮淳一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鹿島 功君） 日程第3、諸般の報告を行います。議員派遣につきましては、お手元に配布しました議員派遣報告書のとおり派遣いたしましたので報告いたします。これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第107号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第107号 大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第107号 大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、本条例に係る法律の改正に伴い条例の改正を行うものであります。

第1点目は、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の改正であります。これは通勤の範囲の改定及び障害者の等級に係る規定の改正によるもので、条例の第2条の2、第9条等について所要の改正を行うものであります。

第2点目は、刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の改正に伴うもので第8条の「監獄」を「刑事施設」に改正するものであります。

第3点目は、障害者自立支援法の施行にともない、「身体障害者療護施設」等の障害者を支援する施設が「障害者支援施設」に移行することにより、第10条の2について、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、公布日といたしておりますが、第10条の2については平成18年10月1日から施行するとしております。以上で、議案第107号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。20番 西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 2点ほど質問します。ちょっと例規集を見てみましたところ、議員を除く他の職名が36もあるようでして大変だなと思いました。それでね、常勤の職員の皆様には、合理的な経路ということで、ちゃんと往復の経路を示させているようですけど、この非常勤のものにはよく見ましたら36も7もありますから、大変だろうと思いますけれど、簡単に言って議員には往路をきちっと前もって示させておくようなことは必要ないでしょうか。これが一点です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先ほど西山議員からご質問がありましたように、職員等におきましては、通勤手当等の関係もございますので、通勤経路につきましては通勤届という書類を提出させております。で、先ほどのご質問につきましては、非常勤の特別職にかかります公務災害等の補償に関し、合理的経路及び方法により往復することというこの条例において、そういうふうな通勤経路等の届けをする必要があるんじゃないかというふうなご質問でございました。

改めまして先ほど申しましたように職員においては通勤手当という関係がございますので、書類を出させておりますが、非常勤の方につきましては、あくまで合理的な経路というのは、客観的に判断をし、最短かつ距離的にも最短かつあるいは時間的にも最短の経路というふうに理解をしておりますので、それについては書類等を出していただくなくても、こちらの方で判断ができるというふうに思っております。万が一の際には、事故の判定におきまして、判定委員会の方でそれが合理的経路にあたるかどうかというふうなことを最終的に判断しようというふうに理解しておりますので、あえて今書類を出していただくような必要はないんじゃないかと考えておるところでございます。

○議長（鹿島 功君） 20番 西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） ただいまの件につきましては了解いたしました。

もう一点、最後の附則のところですけどね、町長は施行（せこう）するとおっしゃいました。私はここは立法の府ですから、施行（しこう）の方がいいのではないかなと思ってらんです。私もですね、むちゃくちゃに発言しておるわけではないわけですし、法令上よく見られる同音異義語という本を持っておってですね、ここにちょっと記してきましたけれど、せこうの方がいいんじゃないかと。立法の方だし、議会だし、条例というのもたくさん年間のうちに出てくるので。その辺の見解、執行部の見解を教えてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先ほどの附則の部分につきまして、せこうあるいはしこうという文字の読み方と言いますか、につきましてご質問いただきました。どちらが正しいかというふうなことにつきましては、二つの論があるように理解しております。しこうもせこうもそれぞれものの本には書いてありますようで、それぞれが是認をしておるわけでありまして、私的に思いますには、公布の日からしこうという読み方の方がより望ましいんじゃないかということは私見的には述べさせていただこうというふうに思っておりますが、読み方について正式には両方あるというふうにももの本には書いてありますので、これをご答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 20番 西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） あのね、しこうはこのしこう、学者はせこうと読む人もいってますね。それでこの前段には、下敷きがあるんです。それはですね、法令1条の1項本文とか、それから地方公共団体の条例云々というのがあるわけですよ。そういうものを土台にして下敷きにして学者が言ってますし、せこうと読むと、なになに工事の施工するというふうなのに誤解されやすいので、合併したら法務能力が高まる、こういうことが合併に一つの説明にありました。もう一つは、建築とか土木の技術が高まるというようなことでありまして、法的に能力の向上を我々期待してるわけですよ。ですからもう少し勉強して法制定の場所ですから、法令でよく見られる同音異義語という本なんかありますよね、どうですか、そういう法務担当の職員は誰ですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問にも担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 西山議員さんの方からご意見を賜りましたけども、我々も少し理解不足、あるいは勉強不足の面があるというふうに思っております。先ほどご指摘をいただきました点をただしながら今後法務能力等の向上に向けて職員ともども邁進していきたいというふうに思っておりますが、最後の質問の中に個人名、誰かというふうなことがございました。現在直接担当しておりますのは、総務課の課長補佐 酒島宏でございますが、現在法務能力を高めるために鳥取県に1名派遣をし、法制等の整備に向けた研修を重ねているところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第107号を採決いたします。おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第108号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第108号 工事請負契約の締結について（光徳地区農業集落排水事業管路施設（16工区）工事）を議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第108号 工事請負契約の締結について提案理由の説明をいたします。

本案は、平成18年7月21日付けで光徳地区農業集落排水事業管路施設（16工区）工事の仮契約を締結したところではありますが、この工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は光徳地区農業集落排水事業管路施設（16工区）工事であります。契約金額は、5,355万円。工期は、議会議決の翌日から平成19年3月23日まで。契約の相手方は、西伯郡大山町所子263番地1、株式会社 所子建設 代表取締役 坂田奉明。契約の方法は、指名競争入札であります。以上で議案第108号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番 岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 16工区といいますとどこの集落になりますか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） 16工区は、小竹の集落の下水道の配管工事になります。

○議長（鹿島 功君） 8番 岩井議員。

○議員（8番 岩井 美保子君） 小竹は、うねと下とあるようでございますが、両方、全部一緒でしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問にも担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 水道課長。

○水道課長（小西 正記君） 今回発注しております16工区は峯小竹は含んでおりません。小竹の集落だけでございます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第108号を採決します。おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議員派遣について

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第119条の規定により、お手元にお配りしましたとおり、議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定いたしました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。これで会議を閉じます。平成18年第8回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前9時45分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員